歯科技工所新規開設届出時の注意事項

歯科技工所を開設する方へ

- ① 事前に施設の図面を持参のうえ保健所にご相談ください。施設基準の事前確認及び添付書類の説明をいたします。
- ② 届出書類は大津市役所ホームページからダウンロードできます。

(大津市役所HP → 申請書ダウンロード → 健康・医療・福祉 → 健康・保健衛生 → 医事薬事

→ 医事薬事関係届出様式【歯科技工所開設等】関係の届出書)

③ 開設者の変更の場合 (親から子へ交代、個人から会社・法人へ変更等)、移転の場合にも開設届の提出が必要となります (別途廃止届の提出が必要です)。

◎ 開設届 ・・・ 開設後10日以内に保健所に提出してください。

	提出書類	記 載 上 の 注 意
	歯科技工所開設届 (様式第1号)	歯科技工所の名称については、あらかじめ保健所に確認してください。
	従事者(免許保有者)の免許証の写し	原本照合が必要となるため、免許証の本証を持参してください。
	敷地周辺見取図	周辺道路等と歯科技工所の位置関係がわかるものを提出してください。
	敷地の平面図	敷地と建物の位置関係がわかるものを提出してください。別区画に駐車場等を保 有する場合、当該敷地も対象となります。
添	建物の平面図	各部屋の用途及び面積、機器類の配置、外気開放位置及び換気装置等の位置を記 入してください。
付	(新たに建物を築いた場合)	
	・確認済証の写し	歯科技工所開設に伴う新たに建物を築いた場合、建築基準法の観点からの確認が
	・引渡書の写し	必要となるため、確認済証及び引渡書の写しを提出してください。
書	(土地・建物・駐車場等を賃借する場合)	歯科技工所専有部分について賃借する場合、賃貸借契約書の写しを提出してくだ
	・賃貸借契約書の写し	さい。
	土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証	土地及び建物の所有権及び各種面積の確認のため、土地及び建物の登記事項証明 書を提出してください。
	明書)	
	(住居表示実施区域の場合)	歯科技工所の所在地が住居表示実施区域の場合、歯科技工所の建物にかかる住居表示証明書又は住居番号付定通知書の写しを提出し、証明書・通知書の住所を開設場所として届け出てください(市役所戸籍住民課で取得できます)。
類	・住居表示証明書 又は 住居番号付定通知書	
	の写し	
	(開設者が法人・会社等の場合)	
	・定款 又は 条例の写し	歯科技工所の名称が規定されている場合は、規定された名称で届け出てください。
	・法人登記事項証明書	

手続きの流れ

事前相談 構造設備や添付書類・開 設の日程・広告・名称等 について、あらかじめご 相談ください



開 設施設が整い、歯科技工所を開始できる状態をいいます



開設後10日以内に保健所に届け出てください

開設届

開設後の実地検査について

開設届受理後、7~10開庁日を目安に実地検査を行います。検査時の確認事項は、以下を参照してください。

梅刹壮工武	・住居、店舗等の一部を使用する場合、歯科技工所が構造上・機能上独立しているか(出入口を別に設ける等、	
■ 歯科技工所全般 ■	明確に区画されていること)	
技 工 室	・適切な面積を有しているか(10㎡以上有すること)	
防火措置	・消火用器具、機器の設置等、防火に対する措置がとられているか	
清潔保持	・清潔が保持されているか	
採 光 ・ 換 気	・ 換 気 ・十分な採光及び換気が確保されているか	
廃 棄 物	廃 棄 物 ・廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び機器を有しているか	
広 告	告 ・法に規定する広告の制限を逸脱していないか	
防犯対策	・セキュリティシステムの導入等、歯科技工所における防犯対策がとれているか	
M OG N W	・個人情報保護に努めているか(技工録等保管場所の施錠、PCのパスワード管理等)	

広告に関する規制について

原則として、法律に定められた事項以外は広告できません。

歯科技工士法第26条

歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる 事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 歯科医師又は歯科技工士である旨
- 2 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- 3 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 その他都道府県知事の許可を受けた事項

【問合せ先】

 \mp 5 2 0 - 0 0 4 7

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津1階

大津市保健所保健総務課医事薬事係 電話:077-522-6757